第百三十二条第二項	内閣府令・財務省令	主務省令
第百三十三条の前の見出し	免許	認可
第百三十三条各号列記以外の部分	ときは	ときは、平成十七年改正法附則第二条第七項第一号イ、ロ、ニ若しくはホに該当することとなったとき、同項第三号若しくは第四号に掲げる基準に適合しなくなったとき又は不正の手段により同条第一項の認可を受けたときは
	取締役、執行役、会計参与若しくは監査役	理事若しくは監事
第百三十三条第一号	第三条第一項の免許	同項の認可
第百三十三条第二号	第四条第二項各号	平成十七年改正法附則第二条第三項各号（第五号を除く。）
第二百七十二条の十一第一項	免許	認可
	少額短期保険業及びこれに付随する業務	特定保険業及びこれに附帯する業務並びに保険代理業（保険会社その他これに準ずる者として主務省令で定める者の業務の代理又は事務の代行（保険募集その他の主務省令で定めるものに限る。）をいう。）
第二百七十二条の十一第二項	ただし、少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で	ただし
	認められるもの	認められる業務
第二百七十二条の十一第三項	第二百七十二条第一項	平成十七年改正法附則第二条第一項
	登録	認可
第二百七十二条の二十一第一項第一号	少額短期保険業	平成十七年改正法附則第二条第一項の認可を受けて特定保険業（引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理に係る業務を除く。）
第二百七十二条の二十一第一項第四号	定款	他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款
第二百七十二条の二十一第一項第六号	その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）	保険代理店（認可特定保険業者の委託を受けて、当該認可特定保険業者のために保険募集を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であって、当該認可特定保険業者の社員又は役員若しくは使用人でないものをいう。）の設置又は廃止をしようとするときその他主務省令
第二百七十二条の二十七	第二百七十二条第一項の登録	平成十七年改正法附則第二条第一項の認可

第三百十五条第四号	第二百七十二条の九	第二百七十二条の九（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）
第三百十六条第二号	、第百三十三条	若しくは第百三十三条（これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）
第三百十七条第一号	第百九十九条において	第百九十九条及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
第三百十七条第一項の二	第百十一条第一項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において	第百十一条第一項（第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
	を公衆	を公衆若しくは保険契約者（保険契約の相手方となることができる者を含む。以下この号において同じ。）
	第百十一条第四項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七において	第百十一条第四項（第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項において
	第百十一条第三項（第百九十九条及び第二百七十二条の十七	第百十一条第三項（第百九十九条、第二百七十二条の十七及び平成十七年改正法附則第四条第一項
	不特定多数の者	不特定多数の者若しくは保険契約者
	、公衆	、公衆若しくは保険契約者
第三百十七条第二号	第二百七十二条の二十二第一項若しくは第二項	第二百七十二条の二十二第一項若しくは第二項（これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）
第三百十七条第三号	第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二項	第二百七十二条の二十三第一項若しくは第二項（これらの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）
第三百二十一条第一項第一号	第三百十六条第一号から第三号まで	第三百十六条第一号、第二号（平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）、第三号
第三百二十一条第一項第二号	第三百十七条第一号から第三号まで	第三百十七条第一号から第三号までの規定を平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む。）
第三百二十一条第一項第四号	第三百十五条（第五号を除く	第三百十五条（第五号を除き、平成十七年改正法附則第四条第一項において準用する場合を含む
第三百三十三条第一項各号列記以外の部分	設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役	役員